

平成26年9月24日

亀山市議会議長 前田耕一様

提出者

議会運営委員会委員長 前田稔

議案の提出について

下記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、提出いたします。

記

- ・亀山市議会委員会条例の一部改正について

委員会提出議案第10号

亀山市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成26年9月24日提出

提出者

議会運営委員会委員長 前田 稔

亀山市議会議長 前田 耕一様

別紙

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、議長は、常任委員とならないものとする。

第2条第2項第1号中「8人」を「6人」に改め、同項第2号中「7人」を「6人」に改め、同項第3号中「7人」を「5人」に改め、同項第4号中「21人」を「17人」に改める。

第4条第2項中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。